

# 一般社団法人日本機械学会関東支部茨城ブロック表彰に関する規程

## (目的)

第1条 日本機械学会関東支部茨城ブロックにおける機械工学および機械工業技術の振興、機械工学を学ぶ学生の学習奨励、並びにブロック活動の活性化を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この規程による表彰を茨城ブロック賞（功績賞、技術賞、貢献賞、優秀講演賞、学生貢献賞）および日本機械学会関東支部茨城ブロック感謝状という。

## (功績賞)

第3条 功績賞は、茨城ブロックの機械工業技術の発展に長年にわたって功績があった個人を対象とする。

## (技術賞)

第4条 技術賞は、茨城ブロックの機械工業技術の発展に貢献した個人・団体を対象とする。

## (貢献賞)

第5条 貢献賞は、茨城ブロックの活動に貢献した個人・団体を対象とする。

## (学生貢献賞)

第6条 学生貢献賞は、茨城ブロック主催または共催等の活動に十分貢献した個人・団体、または茨城ブロック学生会の代表として優れた企画・運営に貢献した個人を対象とする。

## (優秀講演賞)

第7条 優秀講演賞は、茨城ブロック主催または共催の講演会において、優秀な発表を行った若手を対象とする。優秀講演賞の規程は、別途内規で定める。

## (感謝状)

第8条 感謝状は、茨城ブロックの活動に多大の協力をした個人・団体を対象とする。

## (表彰の件数)

第9条 功績賞、技術賞、貢献賞の表彰件数は、原則

として各賞1件程度とする。

2. 学生貢献賞、感謝状の表彰件数は、制限を設けない。

## (資格)

第10条 功績賞、技術賞、貢献賞の受賞資格は、茨城ブロック会員とする。学生貢献賞の受賞資格は、原則として茨城ブロック学生員とする。

2. 感謝状の受賞資格は会員であることを問わないが、推薦資格は会員とする。

## (審査方法)

第11条 受賞者の選考は茨城ブロック運営会で審議、決定する。

## (募集方法)

第12条 受賞候補募集要領を公表し、推薦又は本人からの申請による。

## (表彰)

第13条 表彰は原則として年1回とし、ブロック長名で賞状を授与する。

## (表彰の報告)

第14条 表彰の内容は、支部運営会へ報告する。

## (規定の変更)

第15条 本規程の変更は茨城ブロック運営会で行い、支部運営会の承認を得る。

附則1. 本規程は2013年10月10日より施行する。

2. 2014年3月14日一部改正

3. 2019年2月21日一部改正（学生貢献賞創設）

4. 2021年12月13日一部改正